**長泉町における短期入所サービス超過利用の取扱いについて**

 認定有効期間の半数を超え短期入所サービスを利用する場合は、別紙理由書に当該認定有効期間開始月から理由書提出月までの居宅サービス計画書(ケアプラン)を添付し、長泉町長寿介護課へ提出してください。

　なお、認定有効期間が1年を超える認定者については、1年を単位として半数（１８３日）を超える場合に届出を行ってください。

１．提出時期 最低でも超過利用する月の前々月の末日まで

 （超過利用が予測される場合は事前にアセスメント及びケアプランを持参しご相談く

 ださい）

２．提出者　　 被保険者又はその家族、居宅介護支援事業者

|  |  |
| --- | --- |
|  | 町 |
| 居宅サービス計画確認書理由書超過利用月の前々月の末日までに 理由書を提出サービス利用開始毎月、居宅サービス計画を提出 |  理由書 　 書類審査、面接等 　ケアマネとの協議　　　　　　  適正実施等の確認* 利用者の状態や同居家族等の状況に変化があり、サービス

 利用を継続する必要性が認められない場合でも、なおサービ スを継続的に利用する場合は、サービス利用に制限をかける 場合がある |

※ 認定有効期間の半数を超え短期入所サービス利用を必要とする理由は、

1. 利用者の心身の状況により、同居家族等の介護が困難

２．同居家族等が高齢・疾病等により充分な介護ができない

などが考えられる。

 超過利用が認められないものとしては、

１．自己都合により短期入所利用が半数を超えてしまうと認められる場合

1. ケアプランの見直し、変更を検討することにより対応が可能と考えられる場合

などがある。

問い合わせ先 長泉町長寿介護課　055-989-5511